



青森公立大学
AOMORI PUBLIC UNIVERSITY

2023年3月28日

関係者の皆様へ

公立大学法人青森公立大学
理事長 石川 浩明

2月28日の新聞報道（ハラスメント疑い）等について（調査結果報告）

去る3月3日に第1報としてご報告した、学内におけるハラスメントと疑われる行為について、本学のハラスメント防止対策委員会による調査結果がまとまりましたので、報告させていただきます。

その内容については、別添資料のとおりです。

本学は今後とも、学生をはじめ教職員等に安心してもらえるよう、ハラスメント相談体制を整えるとともに、ハラスメントを行わない、行わせない努力をしてまいります。

【お問合せ先】

公立大学法人青森公立大学

総務企画グループ 総務企画チーム

TEL 017-764-1555 FAX 017-764-1544

ハラスメント案件（ケース1、ケース2、ケース3）の事実認定一覧

| 相談者 | 相談概要（ア） | 行為者への聞き取り概要（イ） | 関係者への聞き取り概要（ウ） | ハラスメントの事実認定（エ） （（ア）～（ウ）を総合的に判断） |
|---------------|--|--------------------------------------|--|------------------------------------|
| ケース1 （教員A） | ①同僚の面前で、自分のミスに相応の限度を超えた、激しい叱責を受けた。（9/14） | ・大きな声を出したことはあると思う。 ・よく覚えていない。 | （その場にいた教職員3人とも） （ア）はおおむね事実である。 | （ア）はおおむね事実と認定できる。 |
| | ②申請に必要なない、学長への事前報告および学長による許可を要求された。（10/5） | ・よく覚えていない。 | （その場にいた教職員1人、事務に関与した教職員1人） （ア）はおおむね事実である。 | （ア）はおおむね事実と認定できる。 |
| | ③個人の研究計画に介入し、自分の研究遂行に不安を抱かせた。（10/5） | ・よく覚えていない。 | （その場にいた教職員1人） （ア）はおおむね事実である。 | （ア）はおおむね事実と認定できる。 |
| ケース2 （教員B） | ①合理的な理由によらず、また理由も説明しないまま、非常勤講師の仕事を与えられなかった。（8/19依頼分） | ・非常勤講師依頼を許可したつもりだった。 | （事務に関与した教職員3人） （ア）はおおむね事実である。 | （ア）はおおむね事実と認定できる。 |
| | ②独断で決定した措置を受け入れるよう要求された。（ゼミ指導の件）（11/4） | ・事実ではない。 | ※録音記録があったため、その音声内容を確認した。 | （ア）はおおむね事実と認定できる。 |
| | ③独断で決定した措置を受け入れるよう要求された。（研究の機会の件）（11/18） | ・よく覚えていない。 | （事務に関与した教職員1人） （ア）はおおむね事実である。 | （ア）はおおむね事実と認定できる。 |
| ケース3 （教員C） | ①理由を述べずに必要なない激しい叱責をし、物を蹴るといった威嚇的行為をされた。（12/9） | ・面談し話をしたことは覚えているが、その内容についてはよく覚えていない。 | （学長室前の廊下に居合わせた教職員1人） 学長室のドアは開いており、学長室の外にいた自分には、怒鳴り声となにかを叩くか蹴るような音が聞こえた。 | （ア）はおおむね事実と認定できる。 |

※注1) ハラスメント防止対策委員会では、ハラスメントの事実認定に当たり、厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部（室）によるパワーハラスメントの3要素・6類型を基準に事実認定を行った。

※注2) 上記の表記内容は、本学のハラスメントの防止及び対策に関する規程第23条（委員等の守秘義務及びプライバシーの保護等）各項による、相談者・関係者のプライバシー等に配慮した内容となっている。